

○山口県屋外広告物条例

昭和四十一年十月三日  
山口県条例第四十一号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 広告物等の制限等(第三条―第二十一条)

第三章 屋外広告業(第二十二条―第二十五条の四)

第四章 雑則(第二十六条―第二十七条)

第五章 罰則(第二十八条―第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。)に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

第一条～第二十一条 略

第三章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第二十二条 県の区域(下関市の区域を除く。以下同じ。)内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受

○山口県屋外広告物条例

昭和四十一年十月三日  
山口県条例第四十一号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 広告物等の制限等(第三条―第二十一条)

第三章 屋外広告業(第二十二条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第二十七条)

第五章 罰則(第二十八条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。)に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

第一条～第二十一条 略

第三章 屋外広告業

(屋外広告業の届出)

第二十二条 屋外広告業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称、所在地及び営業区域

けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十二條の二 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

一 商号、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所  
の所在地)

二 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに  
進ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である  
場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び役員の名)

五 第二十四條第一項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第二十二條の四第一項各号のいずれにも該当  
しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない  
。

(登録の実施)

第二十二條の三 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第  
一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外  
広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 営業所ごとに置く第二十四條第一項に規定する講習会修了者等の氏名及び所属す  
る営業所の名称

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る屋外広告業を廃止したとき又は  
当該届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければ  
ならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十二條の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十二條の二第一項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十五條の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十二條第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第二十五條の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前二十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三 第二十五條の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるものの

七 第二十二條の二第一項第一号の営業所ごとに第二十四條第一項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十二條の五 屋外広告業者は、第二十二條の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十二條の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十二條の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十二條の七 屋外広告業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は

屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十二條の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第二十五條の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第二十三條 略

(業務主任者の選任等)

第二十四條 屋外広告業者は、第二十二條の二第一項第一号の営業所(ことに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

第二十三條 略

(講習会修了者等の設置)

第二十四條 屋外広告業を営む者は、その営業所(ことに講習会の課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければ

- 一 法第十条第二項第三号に掲げる者
- 二 前条第一項の規定により知事が開催する講習会の課程を修了した者
- 三 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の開催する講習会の課程を修了した者

- 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練において広告美術科若しくは広告美術仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許を受けた者又は広告美術仕上げに係る同法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- 五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 この条例その他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関する業務
- 二 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る安全の確保に関する業務
- 三 第二十四条の三に規定する帳簿に記載する事項のうち規則で定めるものの記載に関する業務
- 四 前二号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

(標識の掲示)

- 第二十四条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十二條の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号及び氏名（法人にあつては、その名称）、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。（帳簿の備付け等）

- 第二十四条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十二條の二第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

ばならない。

- 一 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市の開催する講習会の課程を修了した者

- 二 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の二第四項の表に掲げる屋外広告士資格審査・証明事業により与えられた屋外広告士の称号を有する者

- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練において広告美術科若しくは広告仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許を受けた者又は広告美術仕上げに係る同法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

- 四 知事が講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所に属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)  
 第二十五条 知事は、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)  
 第二十五条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第二十五条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
  - 二 第二十一条の四第一項第一号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する( )となつたとき。
  - 三 第二十二条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反したとき。
- 2 第二十一条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第二十五条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び検査)

第二十五条の四 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他の営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

しはならぬ。

第四章 雑則

(手数料)

第二十六条 この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)若しくは登録(更新の登録を含む。)を受けようとする者又は講習会の講習を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和二十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条の届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

第二十六条の二・第二十七条 略

第五章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第二十五条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十九条 略

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条から第五条までの規定に違反して、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者
- 二 第十条第一項の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

第四章 雑則

(手数料)

第二十六条 この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)を受けようとする者又は講習会の講習を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和二十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条の届出をした政党、協会その他の団体がはり紙はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

第二十六条の二・第二十七条 略

第五章 罰則

第二十八条 略

第二十九条 次の各号のいかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条から第五条までの規定に違反して、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者
- 二 第十条第一項の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

三 第十四条の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

四 第十五条第一項の規定による知事の命令に違反した者

五 第二十二条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十四条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十一条の七第一項の規定による届出を怠つた者

二 第二十四条の二の規定による標識を掲げない者

三 第二十四条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十四条の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

四 第十五条第一項の規定による知事の命令に違反した者

五 第二十二条第一項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

六 第二十二条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

七 第二十四条第二項の規定による知事の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(罰則規定)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。



